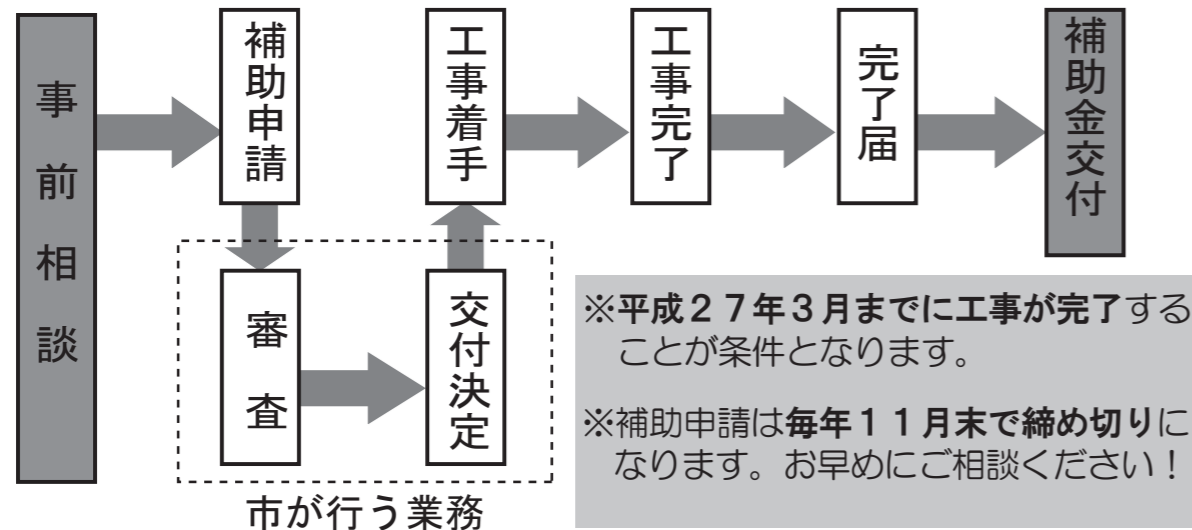


建替え補助申請について

燃えにくい建物への建替えに対して、川崎市から補助を受けるためには、次のような手続きが必要です。
非常に簡単な手続きなので、是非ご活用ください。

●手続きの流れ



まちの安全性向上のために、次の取組みも行っています！

道路の拡幅 ※詳しくは33号をご覧ください。

道路を拡幅することで、延焼の防止、緊急車両の進入路等の確保に繋がります。川崎市では、指定路線の道路の拡幅に対し、敷地の後退を行って下さる方に、塀や垣柵等の除却・新設の費用の一部を助成しています。



町内会への説明

住まいの相談

地域みなさんに川崎市の取組みを知り、補助制度を活用して頂くために、町内会への説明会を開いています。また、住まいの相談を実施し、無料で専門家を派遣していますので、建替えのご予定がない方でも、住環境に関するお悩みがある方は気軽にお問い合わせ下さい。

幸町3丁目地区のまちづくり お問い合わせ先

川崎市まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 電話：044-200-2731 (直通)

Email：50sigai@city.kawasaki.jp

URL：http://www.city.kawasaki.jp/500/soshiki/9-4-1-0-0.html

川崎市からのお知らせ



幸町3丁目地区まちづくりだより 34号



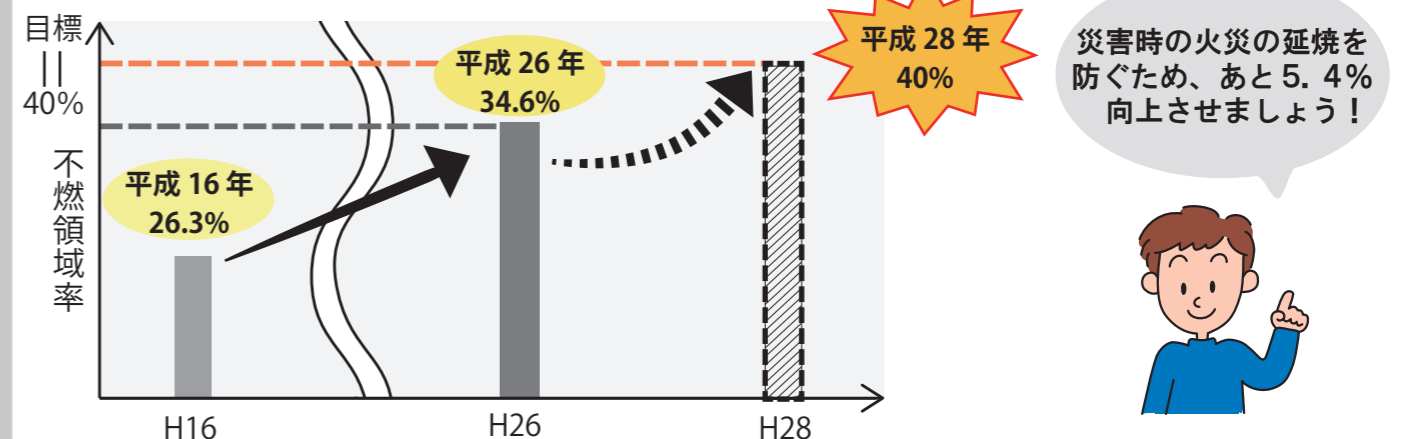
●密集市街地の改善に向けて

幸町3丁目地区では、老朽住宅が密集し幅員が狭い(4m未満)道路が沢山あります。もしも、大規模な災害時に火災が発生した場合、他のまちよりも燃え広がりやすい地区と考えられています。

そこで、川崎市では、災害時の安全性の向上のため、**不燃領域率40%**を目指して安心・安全なまちづくりに取り組んできました。
※不燃領域率とは、まちの火災に対する安全性を表す指標です。

この結果、平成16年から燃えにくい建物へ45件、建て替わり、不燃領域率が平成26年1月1日時点で34.6%まで改善しています。

不燃領域率のこれまでの推移と今後の目標について



不燃領域率が40%になるとどうなるの？

火災が起きたときの燃え広がり勢いが落ち、避難のための時間や避難路を確保することができます。

不燃領域率を5.4%向上させるためには(現在34.6%)、**燃えにくい建物への建替えと空地の確保**が必要です。また、住宅の建替えや空地の整備が進むことで、**地域全体の住環境も改善**されます。

※詳細は次のページへ

～幸町3丁目地区での密集市街地の安全性向上の取組みについて～

不燃領域率（まちの火災に対する安全性）を高めるためには、次の取組みが有効です。

1. 燃えにくい建物への建替え

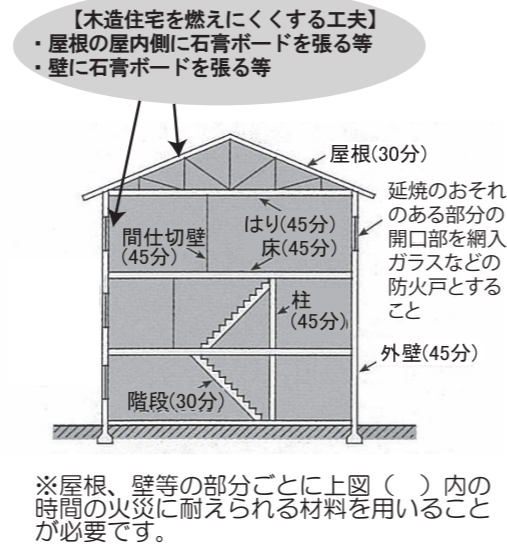
燃えにくい建物への建替えについて

建物が密集して建っていると、建物同士の間隔が狭く、火災が起こった場合、燃え広がり易く危険です。

しかし、燃えにくい建物に建て替えることで火災の燃え広がりや燃え広がるスピードを抑えることができます。

燃えにくい建物とは、建物の主要構造部に防火処置を行ったものです。木造住宅であっても燃えにくい住宅とすることができます。

また、燃えにくい建物へ建て替えることで、火災保険料・地震保険料が抑えられる可能性があります。



まちとしての取組みの重要性について

地区内に燃えにくい建物が増えることで、まち全体の火災に対する安全性が高まります。

地区の中で、建替えの話があれば、確実に燃えにくい建物への建替えを推進するために、市の補助制度を勧める等、地区のみんなで取り組んでいくことが大切です。

また、災害時に速やかに避難できるよう、日頃から避難経路を想定し、避難訓練を行うことも大切です。

※川崎市では避難訓練等の自主防災組織の活動にも支援を行っています。
URL : <http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000017691.html>

川崎市では、燃えにくい建物への建替えを支援しています。

燃えにくい建物の建替えを行い、安心・安全なまちづくりを行うために、建替え費用等の一部を補助しています。

補助利用者Aさんの声

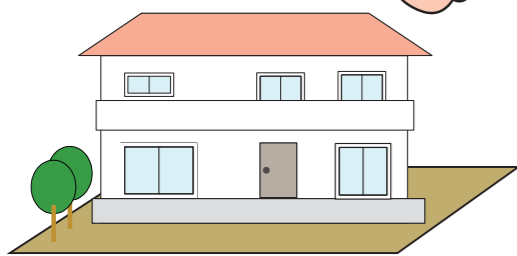


・住んでいた建物が古くなり、また、長男夫婦と2世帯住宅にしたかったため、建替えを行うことにしました。
・助成に関しては、建築業者へお願いして手続きを行ってもらうことで、ほとんど手間には感じませんでした。

構造：木造2階建て、準耐火
面積：延べ床面積約190㎡、敷地面積約240㎡

152万円の補助金を受けて建替えを行いました。

※補助にあたっての詳しいスケジュールは裏表紙をご覧ください。

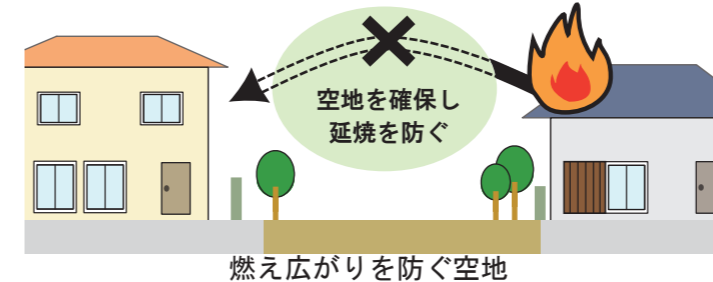


2. 空地の確保

100㎡以上の空地を確保することによって、災害時の火災の燃え広がりを抑える効果が向上します。空地を公園として整備することで、平常時にも地域の憩いの場等として活用することができます。

災害時の役割

火災の燃え広がりを防ぎ、一時避難場所として利用できます。



地域の一時避難場所

平常時の役割

- ・日照、通風の確保につながり、住環境が改善されます。
- ・花壇やベンチ等を設置することで、地域の憩いの場やイベントスペースとしても活用できます。



地域の憩いの場

川崎市では、公園の整備にも取り組んでいます。

住み替えなどで使わなくなった土地を市が買い取らせて頂き、公園として整備した事例があります。土地の売却等をお考えの方は、是非ご相談下さい。



小田3丁目公園

●整備の実績
【小田3丁目公園】川崎市小田3-15
平成8年度整備（面積：247㎡）

32号は建替え編、33号は道路の拡幅編でした。
あわせてご覧ください！

